

意見公募（パブリックコメント）等の概要及び結果

○ステップ2における意見公募（パブリックコメント）等について

ステップ2の住民参画の方法については、ステップ1と同様に、幅広く一般から意見を集めるために意見公募（パブリックコメント）の手法を採用した。

また、ステップ1で対象海域が「新門司沖土砂処分場周辺海域」に絞り込まれたことにより、対象地域が明確となったため、地域住民および関係団体を対象とした説明会を開催した。

1) 意見公募（パブリックコメント）の実施

ステップ1と同様に、北九州港湾・空港整備事務所等のウェブサイトや公共施設等において、土砂処分場計画に関する情報提供を行ったうえで、「土砂処分場設置位置等の選定にあたっての考え方」などについての意見公募（パブリックコメント）を行った。

《意見公募（パブリックコメント）の実施》

募集期間	平成22年11月18日（木）～平成22年12月17日（金）			
募集方法 ・ 募集場所	庁舎内での 資料縦覧 (12箇所*)	国土交通省 九州地方整備局	北九州港湾・空港整備事務所、 関門航路事務所、苅田港湾事務所	
		地方公共 団体	福岡県	苅田港務所、行橋農林事務所
			北九州市	北九州市港湾空港局、小倉南区役所、 門司区役所、曾根出張所、松ヶ江出張所
			行橋市	市役所
			苅田町	町役場
ウェブサイト	国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kitakyusyu/pro_PI/index.html ※上記ウェブサイトへのリンクバナーを設ける。 ・国土交通省九州地方整備局： 港湾空港部、関門航路事務所、苅田港湾事務所 ・地方公共団体： 福岡県（港湾課）、北九州市（港湾空港局）、行橋市、苅田町			
提出方法	投函箱、FAX、郵送、電子メール、ウェブサイト上にて意見公募			

※資料縦覧を実施する庁舎の位置については、p3 地図参照

2) 説明会の開催

説明会は、関係地域の住民および一般市民を対象に、土砂処分場設置海域の地先の地方公共団体である北九州市（小倉南区）および苅田町の公共施設において、各1回開催した。

また、地域住民や関係団体からの要望を受け、上記説明会の他に、個別説明会を5回開催した。

《説明会の開催概要》

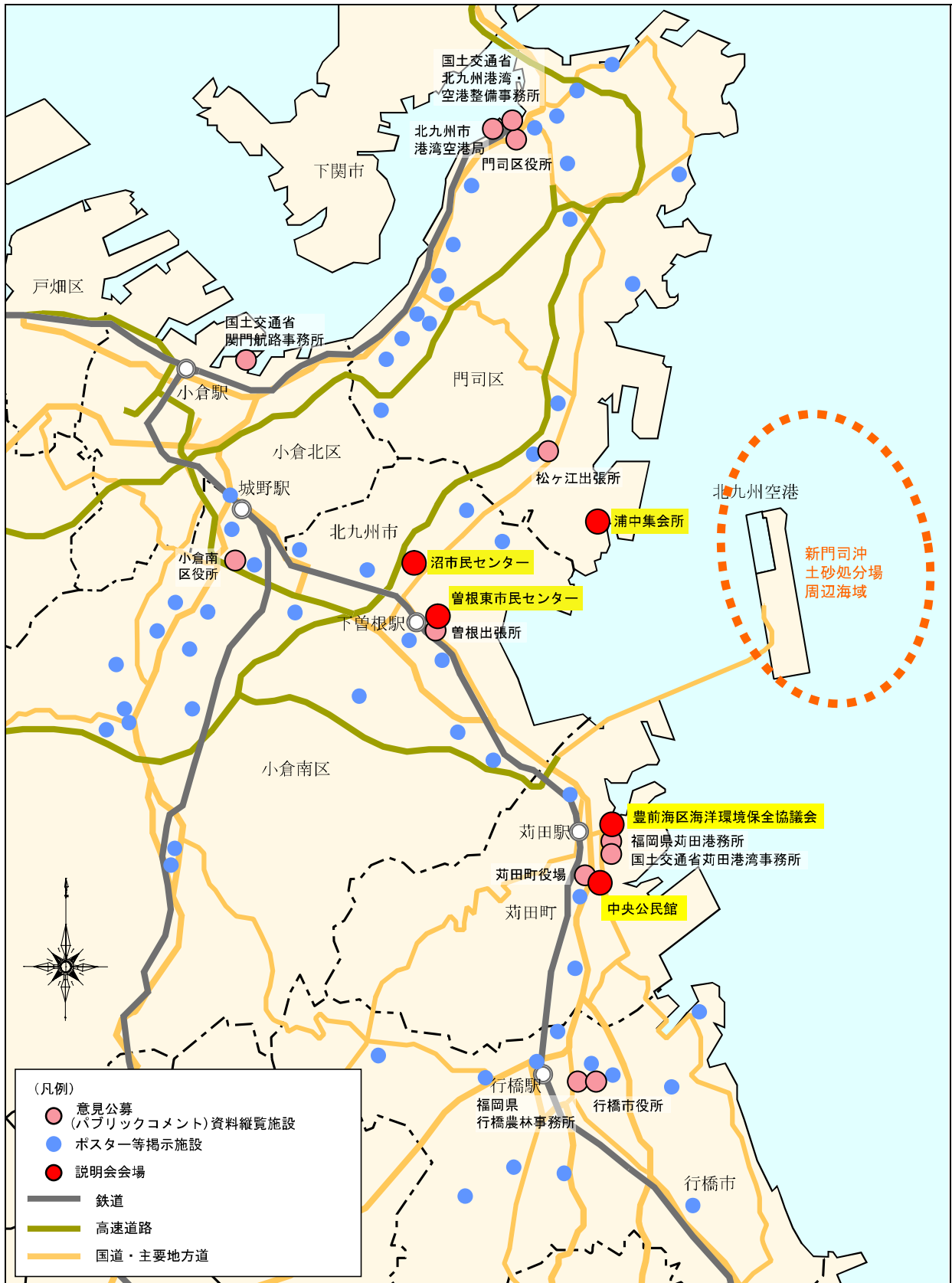
開催日時	開催場所*	周知方法
平成22年12月4日(土) 14:00~15:00	北九州市立 曾根東市民センター (北九州市 小倉南区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記者発表 ・ インターネット ・ 公共施設等におけるポスター等の掲示*
平成22年12月5日(日) 14:00~15:00	苅田町立 中央公民館 (苅田町)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの説明資料(縦覧用)に記載 ・ 地域の関係者(自治会、漁業関係者、海事関係者など)への案内

※説明会開催場所、ポスター等を掲示する公共施設等の位置については、p3 地図参照

《個別説明会の開催概要》

開催日時	開催場所	参加者
平成22年11月25日(木) 16:00~17:15	北九州港湾・空港整備事務所	福岡県弁護士会 (公害環境委員会)
平成22年12月4日(土) 18:00~18:45	沼市民センター (北九州市小倉南区)	沼校区町内会
平成22年12月9日(木) 18:00~19:00	浦中集会所 (北九州市門司区)	新門司地区の地域住民
平成22年12月14日(火) 16:00~16:30	(財)豊前海区海洋環境保全協議会	豊前海区の漁協組合長
平成22年12月15日(水) 18:00~20:00	曾根東市民センター (北九州市小倉南区)	曾根干潟を守る団体 (仮称；貫川サミット)

■意見公募（パブリックコメント）資料縦覧施設および説明会開催施設等位置図



■意見公募（パブリックコメント）：意見記入用紙

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」の策定に関する意見の募集について

現在、国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所で検討している「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」の策定について、皆さまからのご意見をいただくことで、よりよい計画とすることを目的に行います。

第2回パブリックコメントの募集では、説明資料「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」および「参考資料」をご覧ください、「土砂処分場設置位置等の選定にあたっての考え方」などについて、率直なご意見をお聞かせ下さい。

- 意見募集期間；平成22年11月18日（木）～ 平成22年12月17日（金）（必着）
- 意見提出方法；備え付けの投函箱に入れてください。
（下記のFAX、郵送でも受け付けております。）
- 留意点；いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。



国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所
〒801-0841北九州市門司区西海岸1-4-40

TEL : (093) 321-4631（代表）

FAX : (093) 322-5525

ホームページ : http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kitakyusyu/pro_PI/index.html

Eメールアドレス : mailbox-k89mu@pa.qsr.mlit.go.jp

Q1 あなたご自身のことについてお聞きします。（当てはまるものを○で囲むか、（ ）内に記入下さい。）

- 1) 性別 男性 女性
- 2) 年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上
- 3) 現住所 1.北九州市（小倉南区・門司区・その他（ ））
2.苅田町 3.行橋市 4.その他（ ）
- 4) 職業 1.会社役員 2.会社員 3.公務員 4.農林水産業 5.自営業
6.自由業 7.専業主婦 8.派遣社員 9.学生・生徒 10.無職
11.その他（ ）

Q2 資料をご覧ください、「土砂処分場設置位置等の選定にあたっての考え方」などについて、ご意見をお聞かせ下さい。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。調査結果を目的以外に使用することはありません。

■意見公募（パブリックコメント）資料縦覧状況



（北九州市門司区 松ヶ江出張所 ロビー）

■意見公募（パブリックコメント）ウェブサイト

国土交通省 九州地方整備局
北九州港湾・空港整備事務所

お問い合わせ ▶ サイトマップ ▶

サイト内検索 Google 検索

ホーム 事務所のご案内 入札・契約情報 事業の紹介 北九州港の紹介 港湾整備制度の紹介

ホーム > 関門航路周辺海域における土砂処分場計画について > パブリックコメント募集

関門航路周辺海域における土砂処分場計画について | パブコメ募集

第2回 パブリックコメント(意見公募):土砂処分場設置位置等の選定

現在、国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所で検討している「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」の策定について、皆さまからのご意見をいただくことで、よりよい計画とすることを目的に行います。

第2回パブリックコメント(意見公募)では、以下の説明資料「[関門航路周辺海域における土砂処分場計画](#)」および「[参考資料](#)」をご覧ください。「土砂処分場設置位置等の選定にあたっての考え方」などについてご意見をお聞かせ下さい。

調査結果を目的以外に使用することはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、率直なご意見をお聞かせ下さい。

■第2回 パブリックコメント(意見公募)資料

[説明資料の見方](#) (PDFダウンロード: 0.29MB)
※「説明資料の見方」に記載されているページ番号は、下の「説明資料」のページ番号に対応しています。

[説明資料](#) (PDFダウンロード: 5.87MB)
[参考資料](#) (PDFダウンロード: 7.00MB)

■募集期間

平成22年11月18日(木)～平成22年12月17日(金)

■ご意見提出方法

ご意見は以下のいずれかの方法でお寄せください。

- ①下記のご意見応募フォーム
- ②電子メール(mailbox-k89mu@pa.qsr.mlit.go.jp)

■記入事項

提出にあたっては、次のことをご記入ください。

①年齢 ②性別 ③現住所 ④職業 ⑤ご意見

※ご意見については、「土砂処分場設置位置等の選定にあたっての考え方」などについてお聞かせ下さい。

関門航路周辺海域における土砂処分場計画について

- はじめに
 - 開催趣旨
 - 住民参画について
 - ガイドラインについて
- スケジュール
- ご意見募集中
 - [第2回パブリックコメント](#) **NEW**
 - [説明会のご案内](#) **NEW**
- これまでの経過
 - ステップ2
設置位置等の絞り込み
 - [第3回 技術専門委員会](#)
 - [第4回 連絡会](#)
 - ステップ1
設置海域の絞り込み
 - [第1回 技術専門委員会](#)
 - [第1回 連絡会](#)
 - [第2回 連絡会](#)
 - [第1回 パブリックコメント](#)
 - [第2回 技術専門委員会](#)
 - [第3回 連絡会](#)
 - [ステップ1のとりまとめ](#)
- リンク集

このサイトをご覧になるには
ADOBE READER のプラグインが
必要です。お持ちでない方は下記
のボタンをクリックして最新版をダ
ウンロードをしてください。



■留意点

ご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- いただいたご意見に対して、個別の回答いたしかねますので、ご了承ください。
- 電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- ご記入いただいた内容は、「[著作権・プライバシーポリシー\(個人情報の取扱い\)等について](#)」にしたがって適正に取り扱います。
この意見募集以外の目的のために利用したり、無断で第三者に提供することはありません。

■ご意見応募フォーム

① 年齢 ※(必須)	20代	
② 性別 ※(必須)	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性	
③ 現住所 ※(必須)	<input type="radio"/> 北九州市小倉南区	
	<input type="radio"/> 北九州市門司区	
	<input type="radio"/> 北九州市その他	
	<input type="radio"/> 苅田町	
	<input type="radio"/> 行橋市	
④ 職業 ※(必須)	<input type="radio"/> その他	
⑤ ご意見 ※(必須)	<input type="radio"/> 会社役員 <input type="radio"/> 会社員 <input type="radio"/> 公務員	
	<input type="radio"/> 農林水産業 <input type="radio"/> 自営業 <input type="radio"/> 自由業	
	<input type="radio"/> 専業主婦 <input type="radio"/> 派遣社員 <input type="radio"/> 学生・生徒 <input type="radio"/> 無職	
	<input type="radio"/> その他	
	「土砂処分場設置位置等の選定にあたっての考え方」などについてお聞かせ下さい。	
	<div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>	

※HTMLタグは使用できません。

送信内容を確認する

[ページのトップへ](#)



国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所
〒801-0841北九州市門司区西海岸1-4-40 TEL: (093) 321-4631(代表)
Eメールアドレス: mailbox-k89mu@pa.qsr.mlit.go.jp

Copyright (C) 北九州港湾・空港整備事務所. All Rights Reserved.

[▶ 著作権・プライバシーポリシー\(個人情報の取扱い\)等について](#)

○意見公募の結果

1) 意見公募の回収結果

意見公募の結果、全25件の有効回答が得られた。意見の回答方法、回答者の属性について、以下にまとめた。（関係行政機関からの意見は含まない）

回答数	全30件（うち、有効回答25件※）※意見欄無記入のものは無効回答とした		
回答方法	ウェブサイト	5件（5件）	<p>ウェブサイト 17%</p> <p>電子メール 3%</p> <p>FAX 10%</p> <p>投函箱 10%</p> <p>説明会 60%</p>
	電子メール	1件（1件）	
	FAX	3件（3件）	
	投函箱	3件（1件）	
	説明会	18件（15件）	
年齢	20代	1件	<p>20代 4%</p> <p>30代 3%</p> <p>40代 7%</p> <p>50代 20%</p> <p>60代 40%</p> <p>70代 23%</p> <p>無回答 3%</p>
	30代	1件	
	40代	2件	
	50代	6件	
	60代	12件	
	70代	7件	
	無回答	1件	
性別	男性	26件	<p>男性 87%</p> <p>女性 10%</p> <p>無回答 3%</p>
	女性	3件	
	無回答	1件	
現住所	北九州市	22件	<p>北九州市 73%</p> <p>その他 23%</p> <p>行橋市 4%</p>
	行橋市	1件	
	苅田町	—	
	その他	7件 福岡市、岡垣町、山口県下関市、大分県宇佐市	
職業	会社役員	1件	<p>会社員 30%</p> <p>公務員 10%</p> <p>無職 34%</p> <p>学生生徒 3%</p> <p>専業主婦 10%</p> <p>農林水産業 3%</p> <p>自営業 3%</p> <p>その他 4%</p>
	会社員	9件	
	公務員	3件	
	農林水産業	1件	
	自営業	1件	
	専業主婦	3件	
	学生	1件	
	無職	10件	
その他	1件		

2) 説明会への参加状況

説明会を計7回（個別説明会を含む）開催し、合計95名の参加があった。

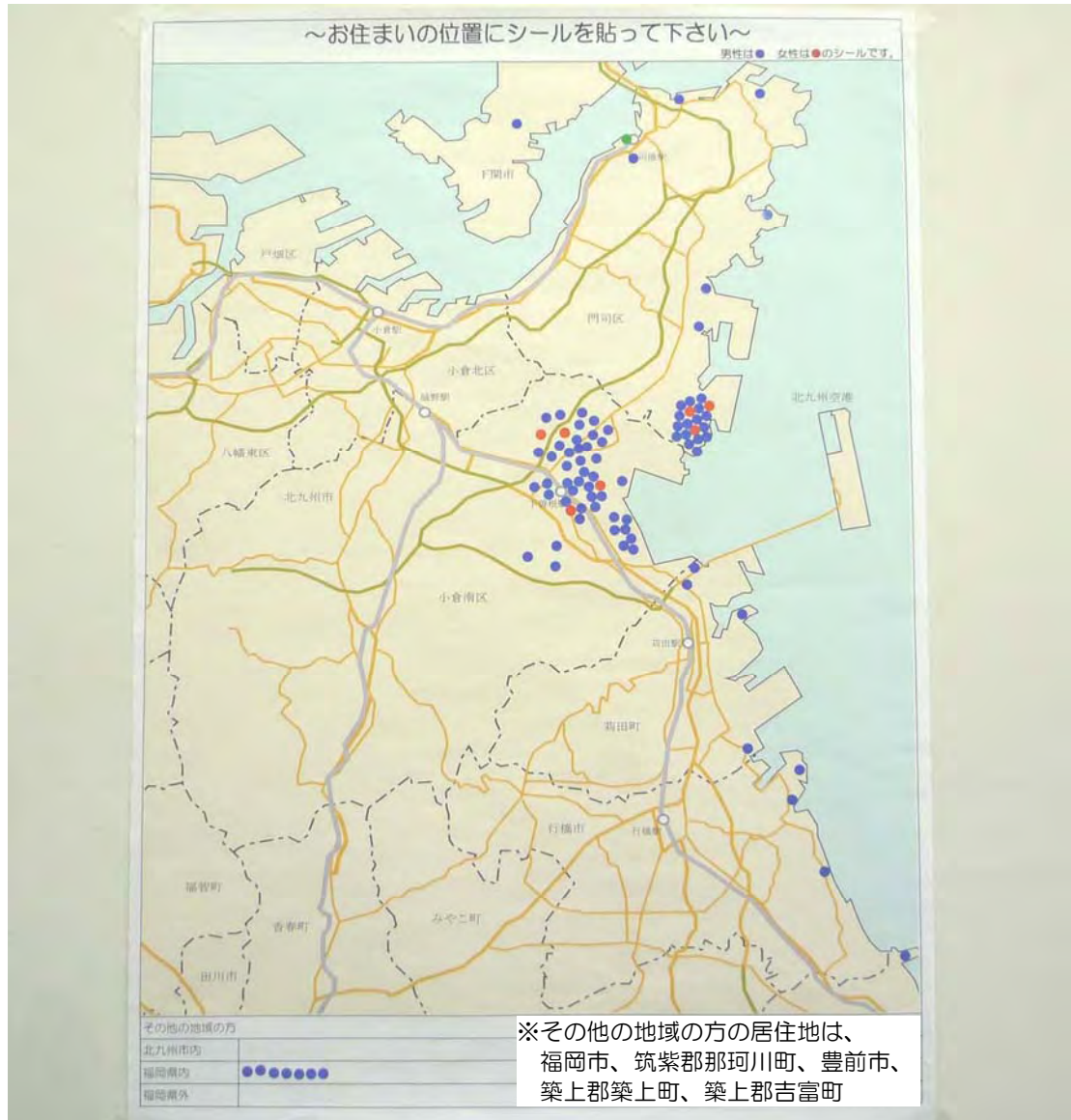
開催日時	開催場所	参加人数		
		男性	女性	計
平成22年11月25日(木) 16:00~17:15	北九州港湾・空港整備事務所	4名	—	4名
平成22年12月4日(土) 14:00~15:00	曽根東市民センター (北九州市小倉南区)	4名	—	4名
平成22年12月4日(土) 18:00~18:45	沼市民センター (北九州市小倉南区)	17名	2名	19名
平成22年12月5日(日) 14:00~15:00	苅田町立 中央公民館 (苅田町)	5名	—	5名
平成22年12月9日(木) 18:00~19:00	浦中集会所 (北九州市門司区)	15名	3名	18名
平成22年12月14日(火) 16:00~16:30	(財)豊前海区海洋環境 保全協議会	18名	—	18名
平成22年12月15日(水) 18:00~20:00	曽根東市民センター (北九州市小倉南区)	25名	2名	27名
合 計		88名	7名	95名

3) 意見の集計結果

意見公募や説明会において、延べ54件の意見等があった。

回答方法・回収場所		回 答 者	意見等	
			用 紙	口 頭
ウェブサイト		—	5件	—
電子メール		—	1件	—
FAX		—	3件	—
投函箱		—	1件	—
説明会	12/4 曽根東市民センター	地域住民	1件	2件
	12/4 沼市民センター	沼校区町内会	1件	2件
	12/5 苅田町中央公民館	地域住民	2件	1件
	12/9 浦中集会所	新門司地区の地域住民	1件	3件
	12/14 海洋環境保全協議会	豊前海区の漁協組合長	0件	1件
	12/15 曽根東市民センター	曽根干潟を守る団体	10件	20件
合 計			25件	29件

【説明会参加者の居住地】



【説明会 開催状況】



(12月15日 曽根東市民センター)

4) 意見の概要

地域住民等及び関係行政機関（環境省）の意見の概要について、以下にまとめた。

分 類	意 見 の 概 要
計画検討の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ■スケジュールについて <ul style="list-style-type: none"> ・本構想段階の計画検討から土砂処分開始に至るまでのスケジュールについて教えて欲しい。 ■住民参画について <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の声を聞き、土砂処分場計画を実施して欲しい。
事業の必要性と課題について	<ul style="list-style-type: none"> ■事業効果について <ul style="list-style-type: none"> ・関門航路及び新門司航路の整備効果（輸送コストの削減効果）の検討方法について教えて欲しい。 ・日本の産業・経済を支える関門航路の整備（浚渫事業）のために、土砂処分場は必要である。 ■浚渫土砂量について <ul style="list-style-type: none"> ・関門航路の水深を-14m まで浚渫する範囲について教えて欲しい。 ・関門航路-14m 化及び新門司航路-10m 化完了後に、新たな土砂処分場が必要になるのか教えて欲しい。 ■航行の安全性について <ul style="list-style-type: none"> ・航路整備を行い、大型船の航行が可能になることによって、関門航路内での海難事故が増加するのではないか。 ■関門航路（西側）の浚渫について <ul style="list-style-type: none"> ・関門橋より西側における関門航路の整備における土砂処分場（下関人工島）について教えて欲しい。
新門司沖土砂処分場周辺海域の概況について	<ul style="list-style-type: none"> ■曾根干潟の環境変化について <ul style="list-style-type: none"> ・新門司沖土砂処分場（苅田処分場含む）や苅田港新松山地区の存在により、曾根干潟等の生物（二枚貝やカブトガニ等）の生息環境が悪化した。 ■曾根干潟の環境改善について <ul style="list-style-type: none"> ・土砂処分場の設置に関するだけでなく、国土交通省として曾根干潟の環境改善に向けて、どのような取組みが進められるか（曾根干潟に堆積したヘドロの浚渫、覆砂など）も含めて検討して欲しい。 ■生活環境の改善について <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活環境改善の観点からも、曾根干潟等の環境改善を行って欲しい。

分 類	意 見 の 概 要
土砂処分場設置候補位置等の選定について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂処分場の位置設定について <ul style="list-style-type: none"> • 土砂処分場の設置位置の決定にあたっては、整備コストや長期的な視点で計画する必要がある。 • いずれの配置案を選定した場合でも、瀬戸内海環境保全特別措置法の「埋立てについての規定の運用に関する基本方針」の趣旨を尊重すること。 • 曾根干潟等の周辺海域に与える影響を最大限、回避・低減に努めた配置計画とすること。 ■ 土砂処分場の規模設定について <ul style="list-style-type: none"> • 今後発生する浚渫土砂の受け入れ等も考慮し、長期的な視点で規模設定を行った方がよい。 ■ 土砂処分場の形状設定について <ul style="list-style-type: none"> • 土砂処分場の形状設定にあたって、提示している5案の他にも様々なパターンがあるのではないか。 ■ 評価項目について <ul style="list-style-type: none"> • 土砂処分場については、北九州空港の拡張等を見据えた長期的な視点での検討が必要である。 • 連絡橋や地下トンネル等のアクセス整備に要するコストを経済面で評価しているが、土砂処分場として必要なのか教えて欲しい。 • 多様な視点から良く検討されている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境影響評価段階における配慮事項について <ul style="list-style-type: none"> • 今後の環境影響評価段階においても、曾根干潟等の周辺海域に与える影響に配慮しながら実施していくこと。 ■ 長期的・総合的な視点からの埋立抑制について <ul style="list-style-type: none"> • 長期的、総合的な視点から浚渫土砂量の低減、広域的視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進を具体的に検討し、将来にわたり埋立処分量を削減するよう努めること。

事 務 連 絡
平成 22 年 12 月 16 日

国土交通省九州地方整備局 御中

環境省九州地方環境事務所

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」に対する環境省意見の送付について

平素より環境行政の推進に御協力たまり厚く御礼申し上げます。

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」については、貴省において、国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」に基づき、検討が進められているところであるが、この検討は、戦略的環境アセスメント（SEA）を含むものと位置づけられている。

このため、今般、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づき、別紙のとおり環境省意見を送付いたします。

よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

以 上

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」に対する環境省意見

環境省

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」の検討は、土砂処分場の設置海域を選定するステップ1、選定した海域から設置位置等を選定するステップ2から成り、これらの選定過程においては、いずれの段階においても専門家、関係機関、住民意見を聴取し計画に反映させる等の対応がなされている。これは、国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」の趣旨を踏まえたものであり、その一環において、環境省が取りまとめた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づく戦略的環境アセスメント（SEA）も行われている。

計画の早期から、これらのガイドラインに沿った手続が段階的に行われており、そこで複数の設置海域及び設置位置等の案が比較検討され、関門航路周辺海域における生物への影響等についても考慮がなされていることから、環境の保全の観点から望ましい事例といえる。

環境省は、土砂処分場の設置海域を選定するステップ1において、これらのガイドラインに基づき、平成22年6月に環境の保全の見地から意見を提出している。以下は、土砂処分場の設置位置等を選定するステップ2における検討内容に対し、同様の趣旨で意見を述べるものである。

1. 形状の検討について

土砂処分場の形状については、単一案（900m×2000mの矩形）のみ提示されているが、土砂処分場の設置海域及びその周辺海域の環境に影響を与える重要な要素であるため、設置位置と同様に複数案を設定し、環境影響を含めた比較及び検討を十分に行うこと。

2. 土砂処分場の位置等を選定する際の配慮事項について

ステップ1において選定したゾーンⅡの対象海域内に7つの配置案を設置した上で、環境面及び社会面で周辺海域に与える影響が甚大かつ回避困難であると判断された2つの配置案を除外し、5つに絞り込み、比較検討されている。5つの配置案の比較検討及び土砂処分場の設置位置等の選定時には、以下の点に配慮・留意すること。

(1) 各配置案は、参考資料27ページに示されているように、いずれも瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に指定する瀬戸内海海域に位置するため、いずれの案を選定した場合であっても同法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針（以下「埋立ての基本方針」という。）の趣旨を十分尊重するべきである。ついでには、配置案について、埋立ての基本方針に示された内容の評価及び比較を行うこと。また、その結果に配慮すること。

(2) 土砂処分候補地における底生生物等の概況については、参考資料16～23ペー

ジに「新門司沖土砂処分場周辺海域の概況」として、既存の調査結果を活用した生態系調査の結果が示されている。土砂処分場の設置により消失等の影響を受ける生態系調査地点を配置案ごとに抽出し、当該地点の調査から生息・生育が確認された種及びその内の重要種の種類数、個体数を整理した上で各配置案の評価及び比較を行い、その結果に配慮すること。

- (3) 各配置案は曾根干潟の近隣に位置する新門司沖土砂処分場周辺海域に設定されており、土砂処分場設置による潮流の変化に伴う水質・底質の変化等によって曾根干潟そのものに影響を与えるおそれがある。事業に伴う曾根干潟前面海域における潮流変化による底質変化について、各配置案の比較結果を明らかにした上で、その結果に配慮すること。
- (4) 潮流、水質及び底質の変化について、シミュレーションによる予測計算を行っているが、その妥当性について、現地調査結果と現況再現シミュレーションの比較や専門家による十分な検証を行い、その結果を公表すること。
- (5) 本検討では、当該海域において重要な干潟環境である曾根干潟への影響に重点を置き、潮流・水質・底質変化を中心として環境影響の予測・評価・比較を行っている。このような考え方で設置位置等の選定を行うことは環境保全上の観点から妥当であると言える。

現在示されている評価結果のうち、埋立てによる潮流・水質・底質変化及びこれらを通じた曾根干潟に与える影響については、Ⅱ：東側（中央）配置案、Ⅴ：東側（南）配置案が概ね最小となっており、Ⅲ：東側（沖 300m）配置案、Ⅳ：東側（沖 500m）配置案はそれらと比較すると大きく、Ⅰ：東側（北）配置案が最大となるおそれがある。設置位置等の選定に当たっては、こうした比較結果を留意し、曾根干潟への影響の回避・低減に最大限努めること。

3. パブリックコメント及び関係機関の意見への対応について

本環境省意見を含む関係機関の意見及びパブリックコメントの結果と、それらに対する事業者の見解を明らかにした上で、技術専門委員会において専門家の意見聴取を行い、計画に反映させること。

4. 環境影響評価段階における配慮事項について

今後実施される環境影響評価法に基づく手続の実施に当たり、とりわけ以下の事項に配慮することが望ましい。

(1) 曾根干潟への環境影響

曾根干潟は、シギ・チドリ類の重要な渡来湿地等に位置付けられている。また、クロツラヘラサギ、ズグロカモメや繁殖が確認されているカブトガニ等、環境省レッドリストに掲載されている種を含め多くの野生動植物が生息・生育しており、保全すべき重要性が極めて高い。このような観点から、以下について対応することが望ましい。

事業の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育環境について環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。特に、渡り鳥等が利用する干潟や夜間の休息場等の状況、餌生物の種類・量、曾根干潟の底質等の物理的・化学的組成等の調査を実施すること。また、事業の実施に伴う潮流・水質・底質変化が曾根干潟における土砂の堆積状況、組成及びそこに生息・生育する野生動植物の種類数及び個体数に与える影響について多角的、定量的に予測及び評価を行うこと。

曾根干潟において専門家やNPO等により実施されている調査結果や観察会等の情報収集とともに、環境影響評価項目の一つである「人と自然との触れ合いの活動の場」の観点も含めたヒアリングの実施を検討すること。

(2) 底質変化を考慮した水質変化の予測・評価

本検討において、曾根干潟前面海域及び海域全体について潮流変化、水質変化及び底質変化を予測しているが、事業の実施段階における予測においては、水質・底質について、選定された配置案に適したより詳細な調査を行い、使用するシミュレーションモデルの妥当性を検討した上で予測及び評価を行う必要がある。その際、有機性汚濁物質の蓄積等の底質変化により当該底質変化箇所の水質悪化も懸念されることから、水質変化の予測及び評価に当たっては、底質変化に伴う水質変化についても考慮すること。

(3) 埋立ての基本方針に基づく記載について

本事業については、設置海域が瀬戸内海域内となることから、環境影響評価法に基づく環境影響評価図書において、埋立ての基本方針に基づく検討状況を明らかにする必要がある。

特に、本土砂処分場を設置しなければならない理由及び、可能な限り土砂の埋立処分量を削減し、埋立てが必要最小限なものとなっていること（浚渫土砂について、既存の有効活用策だけでなく、開発中の技術を含む最新技術の活用や、県内外を含む他の埋立事業又は土地造成事業等への土砂の提供といった有効活用の検討経緯も含む）については、具体的に記載すること。

5. 長期的、総合的な視点からの埋立て抑制について

関門航路及び新門司航路の開発的な浚渫の完了後も、当該航路の維持のための浚渫が必要となることから、将来発生する土砂量を把握した上で、長期的、総合的な視点から、浚渫土砂量の低減、広域的視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進を具体的に検討し、埋立ての基本方針に基づき瀬戸内海における新たな埋立ては可能な限り回避するとともに、将来にわたり埋立処分量を削減するよう努めることが必要である。

以上